# 車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令 （平成十三年国土交通省令第百三号）

#### 第一条（定義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

疲労破壊輪数

###### 二

塑性変形輪数

###### 三

平たん性

###### 四

浸透水量

###### 五

舗装計画交通量

#### 第二条（舗装）

車道及び側帯の舗装は、次条から第五条までに定める基準に適合する構造とするものとする。

##### ２

車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、前項に定める構造とするほか、第六条に定める基準に適合する構造とするものとする。

#### 第三条（疲労破壊輪数）

疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

##### ２

前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。

##### ３

当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

#### 第四条（塑性変形輪数）

塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

##### ２

前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。

##### ３

当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

#### 第五条（平たん性）

平たん性は、二・四ミリメートル以下とするものとする。

##### ２

前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

#### 第六条（浸透水量）

浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

##### ２

前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

# 附　則

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。